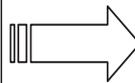


後期高齢者医療の被保険者証（保険証）が新しくなります

今までお使いいただいていた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります。7月下旬、加入者の皆様に送付されます。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

〈今までお使いの保険証〉

（有効期限）
平成21年7月31日まで
〈注意〉
8月1日以降は、使用できません



〈新しい保険証〉

（有効期限）
平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで（1年間）
※7月下旬に、ご自宅へ送付されます

●現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、以前の証を使用しないでください。

なお、平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については送付されません。交付を受けたい方は、町民生活課で、申請して下さるようお願いいたします。

後期高齢者医療の保険料決定通知が7月中旬に届きます

平成20年中の所得に応じて確定した後期高齢者医療の保険料をお知らせする通知書が、加入者の皆様に送付されます。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）によりしますので、ご確認ください。

特別徴収（年金からの徴収）となっている方は、 口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっておりますが、町民生活課の窓口で申請することで、特別徴収（年金からの徴収）から口座振替に変更することができます。変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。詳しくは、町民生活課までご相談ください。